

倒産処理法Ⅰ

科目ナンバリング CIL-308
選択 2単位

中田 利通

1. 授業の概要(ねらい)

「倒産法」というと特殊な専門分野と思われるが、人や企業が経済的に行き詰まって破綻することは世の中に多く、よくニュースにも出てきます。コロナ禍で企業倒産や個人破産はとても身近で重要な課題になっています。破綻した企業や個人の債権債務は基本は民法により決まるが、これを集団的に処理するのが倒産処理法です。

つまり、倒産法は民法などを前提としており、逆に倒産法を通じて見ることで民法などの理解を深めることができます。講義では、民法との関係を重視しているので、民法の延長として受講下さい。民法の理解を深めたいと思う学生にも有益です。

また弁護士として取り扱った事件のエピソードなども題材にして講義します。

前期は、清算型の「破産法」を中心に、後期は、再建型の「民事再生法」を中心にその基礎を学ぶ。

2. 授業の到達目標

- ①倒産法、特に「破産法」の基礎を理解する。
- ②民法上の債権債務、担保物権と破産手続の基礎を理解する。

3. 成績評価の方法および基準

最終授業での筆記試験(80%)、出席率受講態度(20%)の目安で総合して判定。

4. 教科書・参考文献

教科書

森公任監修 『図解で早わかり 倒産法のしくみ』 三修社

参考文献

小林秀之 『新・破産から民法がみえる一民法の盲点と破産法入門』 日本評論社

5. 準備学修の内容

プリントを中心に復習しておくこと。

6. その他履修上の注意事項

授業時は必ず六法も持参すること。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス
- 【第2回】 倒産処理の概要 コロナ禍での現状
- 【第3回】 破産手続の流れと申立
- 【第4回】 04 破産の流れと申立
- 【第5回】 破産管財人の地位、財団の管理・換価
- 【第6回】 双方未履行の双務契約の処理
- 【第7回】 破産債権・破産財団
- 【第8回】 中間のまとめ
- 【第9回】 取戻権と別除権
- 【第10回】 役員の損害賠償責任
- 【第11回】 債権者集会
- 【第12回】 個人破産
- 【第13回】 免責・特別清算
- 【第14回】 後半まとめ
- 【第15回】 まとめと試験